各町会長 様

区民活動推進課長

令和5年度「区民交通傷害保険」のポスター掲示について(依頼)

日頃より、標記事業につきましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。 例年のお願いとなり恐縮ではございますが、令和5年度「区民交通傷害保険」のポスターにつき まして、貴町会掲示板に下記のとおり掲示いただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 揭示物

令和5年度「区民交通傷害保険」ポスター

2. 揭示期間

令和5年3月31日(金)まで

3. その他

団体加入の実施をご予定いただいている町会様において、急きょ団体加入の実施を取りやめる ことになった場合には、お手数ですが、下記担当まで必ずご連絡いただきますようお願いいたし ます。

4. お問い合わせ先

豊島区 区民活動推進課 管理グループ

担当:小澤·須永

電話:03-4566-2311 (直通)

和5年度

へのご加入をおすすめします。

申込期間

令和5年2月1日から3月31日まで

※上記以外は加入できませんので、ご注意ください。

申込資格

令和5年4月1日時点で、豊島区にご住所のある方および在勤者・在学者



豊島区内では、令和3年1年間に655名の方が 交通事故によってケガをされています。(出典:警視庁の交通統計)

区民交通傷害保険は、車両による交通事故により ケガをされた場合に、入院・通院の治療日数と治療 期間に応じた保険金をお支払いする制度です。

自転車賠償責任プランは、XJ·AJ·BJ·CJの各 コースへ加入することにより、自転車運転中の加 害事故によって法律上の損害賠償責任が発生し た場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度 です。

被害事故補償は、犯罪被害やひき逃げによる事故 で、死亡や重度の所定の後遺障害を被ったときに、 逸失利益や精神的損害等の実際の損害額を保険 金額を限度に補償する制度です。

※詳しい内容は、区内金融機関・ゆうちょ銀行・ 郵便局窓口にあるリーフレットをご覧ください。

自転車保険 義務化対応

「自転車賠償責任プラン」が セットされたコース (XJ·AJ·BJ·CJ) は、 「東京都自転車条例」により 加入が義務化されている 保険に対応して います。

■保険期間:令和5年4月1日 (午前0時) から令和6年3月31日 (午後12時) まで1年間

●次の7つのコースから1つのコースをお選びください。

コース	補償内容	一時払保険料	最高保険金額
XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,400円	35万円 (交通傷害) +1億円 (自転車賠償)
AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	1,900円	150万円 (交通傷害) +1億円 (自転車賠償)
ВЈ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	2,500円	350万円 (交通傷害) +1億円 (自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	3,500円	600万円 (交通傷害) +1億円 (自転車賠償)
Α	区民交通傷害Aコース	900円	150万円 (交通傷害)
В	区民交通傷害Bコース	1,500円	350万円 (交通傷害)
C	区民交通傷害Cコース	2,500円	600万円 (交通傷害)

※全コースに被害事故補償(最高保険金額600万円)を自動セットします。

このご案内は概要です。詳細につきましては、お問い合わせ先までご照会ください。

お問い合わせ先 豊島区 区民活動推進課

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所6階 東13

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 東京公務開発部営業開発課 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-4566-2311

平日 午前9時から午後5時まで

TEL 03-3349-9666

平日 午前9時から午後5時まで